

公益財団法人甲府市スポーツ協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人甲府市スポーツ協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を甲府市緑が丘二丁目8番1号甲府市緑が丘スポーツ公園管理事務所内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、甲府市における各種体育・スポーツ団体を統括しアマチュアスポーツを振興し、市民の体力の向上を図るとともに、スポーツ精神を養うことを目的とする。

(公益目的事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 生涯スポーツの振興を図ること。
- (2) 競技力の向上を図ること。
- (3) 地区スポーツ協会及びスポーツ団体の強化・発展と相互の連絡・融和を図ること。
- (4) 市民体育大会・スポーツ大会・講習会等スポーツに関する各種事業を実施すること。
- (5) スポーツ少年団を育成すること。
- (6) スポーツの振興に功績のあった個人・団体を表彰すること。
- (7) スポーツ活動の宣伝啓発を図ること。
- (8) 公益財団法人山梨県スポーツ協会の加盟団体として必要な事業を行うこと。
- (9) その他法人の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

2 前項の事業については、甲府市において行うものとする。

(その他の事業)

第5条 この法人は、前条の公益目的事業の推進に資するため、次の事業を行う。

- (1) 自動販売機、売店等の利便施設の運営を行うこと。
- (2) その他公益目的事業を推進するため必要な事業を行うこと。

第3章 財産及び会計

(基本財産)

第6条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、理事会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算等)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下「事業計画書及び収支予算書等」という。）については、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て評議員会の承認を得なければならない。

い。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の決議を経て、定時評議員会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 評議員及び役員の名簿
- (3) 役員報酬等の支給基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第11条 この法人に評議員55名以上80名以内を置く。

(選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

- 2 評議員選定委員会は、評議員2名、監事1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。
- 3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。
 - (1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。）の業務を執行する者又は使用人
 - (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
 - (3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）
- 4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。
- 5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次に掲げる事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

- (1) 当該候補者の経歴
 - (2) 当該候補者を候補者とした理由
 - (3) 当該候補者とこの法人並びにこの法人の理事、監事及び評議員との関係
 - (4) 当該候補者の兼職状況
- 6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
- 7 評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を兼ねることはできない。
- 8 評議員の選任及び解任並びに評議員選定委員会の運営に必要な事項は、理事会において定める。

(任期)

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第14条 評議員は、無報酬とする。

第5章 評議員会

(構成及び権限)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、次の事項について決議する。
 - (1) 理事及び監事の選任及び解任
 - (2) 理事、監事の報酬等の支給基準
 - (3) 事業計画書及び収支予算書等の承認
 - (4) 事業報告及び決算の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (7) 残余財産の処分
 - (8) 地区スポーツ協会・スポーツ団体の加盟、脱退及び除名の承認
 - (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- 3 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の互選により選任する。

(種類及び開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

- 2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催する。
- 3 臨時評議員会は、年1回は毎事業年度開始前に開催するものとし、その他必要がある場合はいつでも開催することができる。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長

が招集する。

2 評議員は会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、評議員として議決に加わることはできない。

3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) 基本財産の処分又は除外の承認

(4) 残余財産の処分

(5) その他法令又はこの定款で定められた事項

4 理事及び監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(議事録)

第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及びその会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2人は、前項の議事録に署名押印する。

第6章 役員等

(種類及び定数)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 20名以上40名以内

(2) 監事 3名

2 理事のうち1名を会長とする。また、会長を除き5名以内を副会長、1名を専務理事、1名を常務理事とすることができる。

3 前項の会長及び専務理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する代表理事とする。

(選任等)

第21条 理事及び監事は、評議員会の決議により選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議により、理事の中から選定する。

3 理事は、この法人の評議員又は監事を兼ねることができない。

4 監事は、この法人の評議員、理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 代表理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。

2 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事が第20条に規定する定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第25条 理事又は監事が、次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、決議に加わることのできる評議員数の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったと認められるとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、当該役員にあらかじめ通知するとともに、解任の決議を行う評議員会において、決議の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

3 前項の場合において、やむを得ない理由があるときは、当該役員から提出された弁明書をもってこれに代えることができる。なお、弁明書が一定の期限までに提出がなされないときは、第1項に規定する決議のみにて解任することができる。

(報酬等)

第26条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には、評議員会の決議により別に定める報酬の支給基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用を支給することができる。この場合の支給基準については、評議員会の決議により別に定める。

(顧問、参与)

第27条 この法人に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、理事会の推挙により会長が委嘱する。

3 顧問及び参与は、会長の諮問に応じ、この法人の運営について意見を述べることで

きる。

4 顧問及び参与は、無報酬とする。

第7章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、法令及びこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第30条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度4回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の請求があったとき。
- (3) 監事から法令の定めに基づき、会長に理事会招集の請求があったとき。

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定した理事が理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定した理事がこれに当たる。なお、第30条第3項第3号の規定により招集された臨時理事会の議長は、出席した理事の互選により定めるものとする。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は、理事として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第34条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該事項について議決に加わることができる理事の全員が当該提案について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案に異議を述べたときを除く。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名押印する。

第8章 専門委員会

(専門委員会)

第36条 この法人に、各種専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の名称、組織及び運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 加盟団体

(加盟団体)

第37条 この法人は、次の各号のいずれかに該当するものを加盟団体とする。

(1) 市内小学校地域に居住する市民を統轄する地区スポーツ協会であって、この法人に加盟したもの。ただし、地区スポーツ協会の分離等も含む。

(2) 市内におけるスポーツを各競技別に統轄する唯一のアマチュアスポーツ団体であって、この法人に加盟したもの。

2 この法人に加盟しようとする団体は、理事会の決議を経て、評議員会の承認を得て加盟することができる。

(分担金)

第38条 加盟団体は、別に定める分担金を毎年度納入しなければならない。

2 既納の分担金は、理由のいかんにかかわらず、これを返還しない。

(資格の喪失)

第39条 加盟団体は次の事由により、その資格を失う。

(1) 脱退

(2) 除名

(3) この法人の解散

(脱退)

第40条 加盟団体が脱退しようとするときは、会長に対して理由を付した脱退届けを提出し、理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

(除名)

第41条 加盟団体が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の決議を経て、評議員会の承認を得てこれを除名することができる。

(1) 分担金を納入しないとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又この法人の目的に背く行為のあったとき。

(3) 前各号のほか、この法人の加盟団体として義務に違反したとき。

(加盟及び脱退必要事項)

第42条 加盟団体並びに加盟及び脱退について必要な事項は、この定款に定めるもののほか理事会及び評議員会の決議により別に定める。

第10章 事務局

(事務局)

第43条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局の職員は、会長が任免する。ただし、事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 1 1 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 4 4 条 この定款は、評議員会の決議により変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条、第 5 条及び第 1 2 条についても適用する。

(解散)

第 4 5 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 4 6 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、甲府市又はこの法人と類似の事業を目的とする他の公益法人に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 4 7 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、甲府市又はこの法人と類似の事業を目的とする他の公益法人に贈与するものとする。

第 1 2 章 公告の方法

(公告の方法)

第 4 8 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 1 3 章 補則

(施行規程)

第 4 9 条 この定款の施行について定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議を経て会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日（平成 25 年 11 月 1 日）から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 7 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日に就任する理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事

宮島雅展 加賀美義吉 長田 学 西名武洋 清水 保 山本 治
 長谷川義高 堀井 昇 樋口 昇 饗場正人 佐野和朗 堀内 学
 宮田 讓 内田建也 末木隆義 清水孝貢 宮坂孝一 桑本 優
 広瀬祥子 望月三千雄 小池 武 依田芳三 岩下一雄 原 經光
 新福征夫 有泉晴廣 佐野 進 櫻井正富 望月 等 下澤博
 柳本恵子 小倉 武 平岩 丑雄 河口喜久雄 澤登 勉

監事

山田芳文 内藤 旭 田中 元

- 4 この法人の最初の会長は宮島雅展、副会長は清水 保、加賀美義吉、依田芳三、佐野和朗、長谷川義高、専務理事は末木隆義、常務理事は山本 治とする。
- 5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

工藤 等 小沢保男 太田克夫 大久保一雄 名取修希 薬袋福嗣郎
 山田弘之 深澤由浩 坂本信康 原 栄治 米山健二 梅津 誠
 横森博人 福島勇人 岡部恒彦 斎城和久 坂下 武 小田切広幸
 神戸康雄 霜村正臣 中沢龍雄 伊東 栄 佐々木善幸 矢崎徳雄
 伊藤進一 小笠原利広 青柳兼三 堤 勝弥 岩澤 泰 河野 治
 保坂 典 五味悠紀男 川口忠男 小松茂仁 金丸 巧 櫻田 茂
 長田章夫 野矢 聡 遠藤 清 長田逸雄 新藤康平 三枝 政
 小宮山正昭 内藤宗平 中村義治 大塩 茂 内藤 隆 輿石勝彦
 河西佐智子 大橋征昭 川崎昌宏 望月 勉 中込 勝 今村智嘉
 滝口 始 角田明美 河西慶明 小澤久治 大勝国友 桜井 明
 小野雄造 谷川義孝 上田 巖 中楯 悟 古屋里義

別表（第6条関係）

基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの）

財産の種類	場所・物量等
投資有価証券他	国債他計3銘柄 175,621,270円

附 則 この定款は、令和2年4月1日から施行する。